

都市ガス普及特約割引〔付帯契約型〕

(選択約款)

令和8年4月1日実施

塩釜ガス株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. 付帯契約の種別・割引率	1
3. 適用条件	1～2
4. 付帯契約の締結及び契約期間	2
5. 料 金	2～3
6. この選択約款の変更	3
7. 契約の解約	3
8. そ の 他	3
付 則	
1. 実施の期日	4
2. 契約期間内における主契約の変更	4
別 表	5

1. 用語の定義

この選択約款において使用する定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「付 帯 契 約」…ガスの供給及び使用に関する契約（以下、「ガス使用契約」といいます。）に付帯して締結する契約をいいます。
- (2) 「主 契 約」…この選択約款にもとづく付帯契約の対象となるガス使用契約で、当社が定める次の①から③のうち、いずれかの約款にもとづくものをいいます。
 - ① ガス小売供給約款
 - ② 選択約款 家庭用温水暖房契約
 - ③ 選択約款 家庭用厨房・給湯・暖房契約
- (3) 「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分が無い住宅をいい、「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- (4) 「他燃料切替」…オール電化住宅または他社プロパンガス・灯油などを熱源とする都市ガスを使用していない住宅が、新たに都市ガスへ燃料転換することをいいます。
- (5) 「給 湯 機 器」…温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。
- (6) 「給湯機器切替」…弊社都市ガスを使用している住宅で、電気または他社プロパンガス・灯油等を熱源とする給湯機器を新たに都市ガスへ燃料転換することをいいます。
- (7) その他の用語については、主契約の「用語の定義」のとおりといたします。

2. 付帯契約の種別・割引率

この選択約款にもとづく付帯契約の種別（以下、「割引種別」といいます。）及び割引率は、別表のとおりといたします。

3. 適用条件

この選択約款は、次の（1）から（4）に定める条件を全て満たし、お客さまが希望する割引種別の適用条件（（5）（6）のいずれか）を満たした場合に適用いたします。

- (1) 主契約を締結していること。
- (2) 専用住宅または、併用住宅の居室で使用する場合で、1 需要場所内に設置するガスメーターの能力の合計が16立方メートル毎時以下のある場合。
- (3) 原則、住宅の所有者と主契約の締結者が同一名義であること
- (4) 主契約の料金の支払いを、原則、口座振替によりお支払いいただくこと。
- (5) 他燃料切替割の場合
次に掲げる①から③の全てに該当すること。
 - ① 他燃料切替により、新たにガスを使用開始する住宅であること。ただし、同一需要場所で既にこの選択約款で定める他燃料切替割、給湯機器切替割を適用していないこと。（旧新築割を含む）
 - ② 他燃料切替をした住宅の工事完了日が12か月以内であること。
 - ③ 令和8年4月1日以降に当社の供給する都市ガスを使用開始すること。
- (6) 給湯機器切替割の場合

次に掲げる①から④の全てに該当すること。

- ① 給湯機器切替をした住宅の工事完了日が12か月以内であること。
- ② 給湯ガス消費量が28kw以上の機器であること。
- ③ 同一需要場所で既にこの選択約款で定める他燃料切替割、給湯機器切替割を適用していないこと。(旧新築割を含む)
- ④ 令和8年4月1日以降に給湯機器切替を行った住宅であること。

4. 付帯契約の締結及び契約期間

- (1) この選択約款にもとづく付帯契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。また、割引種別を変更しようとするときも同様といたします。
- (2) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日(以下「契約成立日」といいます。)に成立いたします。
- (3) この選択約款にもとづく付帯契約の申し込みは、別表の割引種別のいずれか一つとしていただきます。
- (4) 他燃料切替割の契約期間は契約成立日以降最初の定例検針日(契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。)の翌日(以下「適用開始日」といいます。)から36か月目の定例検針日までといたします。
- (5) 給湯機器切替割の契約期間は契約成立日以降最初の定例検針日(契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。)の翌日(以下「適用開始日」といいます。)から12か月目の定例検針日までといたします。

5. 料金

当社は、各料金算定期間の料金(主契約にもとづき算定した基本料金と従量料金の合計額(以下、「主契約ガス料金」といいます。))に別表の割引種別の割引率を次の(1)または(2)の方法により適用して算定し、この選択約款にもとづく付帯契約での料金とします。

(1) 主契約ガス料金が早収料金の場合

- ① 主契約ガス料金(早収料金)に割引率を乗じ割引額を求めます(小数点以下の端数切上げ)。
- ② 主契約ガス料金(早収料金)から①の割引額を差し引いた金額を、この選択約款にもとづく付帯契約での早収料金(以下、「割引後早収料金」といいます。)といたします。
- ③ ガス料金が基本料金のみの場合は、本約款は適用いたしません。

(2) 主契約ガス料金が遅収料金の場合

- ① 割引後早収料金を3パーセント割増した金額を、この選択約款にもとづく付帯契約での遅収料金(以下、「割引後遅収料金」といいます。)といたします(小数点以下の端数切り捨て)。
- ② 割引後遅収料金のお支払い方法は、ガス小売供給約款に定める遅収料金の支払い方法に準じ、早収料金を割引後早収料金として、遅収料金を割引後遅収料金として取

扱います。

6. この選択約款の変更

- (1) 当社は、主契約の供給条件等の変更に伴い、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件等は、変更後の選択約款によります。
- (2) 当社は、ガス小売供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社が主契約の供給条件等のみを変更する場合は、主契約の供給条件等の規定によります。

7. 契約の解約

- (1) お客様がこの選択約款にもとづく付帯契約を解約される場合は、あらかじめその解約期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) この選択約款にもとづく付帯契約は、お客様が当社に通知された解約期日に解約されます。
- (3) お客様のガス使用計画に変更ある場合、又はこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの選択約款にもとづく付帯契約を解約することができます。
- (4) 当社に契約違反があった場合、又はお客様に契約違反があった場合（3. 適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、この選択約款にもとづく付帯契約を相互に解約できるものとします。
- (5) 主契約を解約した場合、当該解約の日をもって、この選択約款にもとづく付帯契約の解約期日といたします。

8. その他

この選択約款に定めのないその他の事項については、主契約の供給条件等に定めるとおりといたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、令和8年4月1日から実施いたします。

2. 契約期間における主契約の変更

この選択約款の適用を受けているお客さまが、この選択約款にもとづく付帯契約の契約期間内で既に締結している主契約を解約し、別の主契約を締結する場合は、締結後の主契約の供給条件等にかかわらずこの選択約款にもとづく付帯契約の契約期間を引き継ぐこととします。この場合、この選択約款にもとづく付帯契約の料金は、新たに契約を締結した主契約ガス料金をもとに算定するものとします。

別 表

割引種別、割引率及び契約期間

この選択約款で定める付帯契約の割引種別、割引率及び契約期間は次のとおりといたします。

割引種別	割引率（1か月につき）	契約期間
他燃料切替割	10パーセント	36か月
給湯機器切替割	10パーセント	12か月